

商店街の火災に関する対応について

- 1 旦過地区火災に関する市の取組状況について 別紙1のとおり
- 2 枝光本町商店街火災に関する市の取組状況について 別紙2のとおり

旦過地区火災に関する市の取組状況

①…4月19日火災

②…8月10日火災

| | 取組項目 | 内 容 |
|---|----------------------------|---|
| 1 | プロジェクト チーム | <ul style="list-style-type: none"> ・市内横断的に事業者の支援や災害復旧など、迅速な対応を図るためプロジェクトチームを設置。(4/20) ・これまでに6回の会議を開催した。(4/20, 4/28, 5/25, 8/12, 9/2, 11/2) 構成員：産業経済局長、環境局長、建設局長、消防局長、小倉北区長 市民文化スポーツ局長 オブザーバー：北九州商工会議所、福岡県中小企業振興課 |
| 2 | 相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・融資や店舗移転に関する補助、その他生活に関する様々な相談に応じる相談窓口を設置。(①4/20～5/31) (②8/12～9/2) 設置場所：市立商工貿易会館3階 9:00～17:00(土日祝日除く) 受付件数：①58件(電話相談、その後の個別相談含む) ②26件(電話相談含む) |
| 3 | 応援相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・市に寄せられた寄付やボランティア等、支援の内容の整理と受け入れる被災者との調整を図る窓口を設置。(①4/20) (②8/12) 設置場所：産業経済局産業政策課にて受付 受付件数：①114件 ②18件 |
| 4 | クラウド ファンディング | <ul style="list-style-type: none"> ・がれき撤去費用などの資金調達のため、小倉中央商業連合会がクラウドファンディングを立ち上げ。市は、立上げに関する支援や広報を協力。 ①募集期間：4/26～5/31 目標金額：1,000万円 達成金額：約5,540万円(2,375件) ②募集期間：8/26～9/30 目標金額：2,000万円 達成金額：約1,437万円(664件) |
| 5 | 市の施設への がれき受入れ | <ul style="list-style-type: none"> ・処理手数料の減免、手続きの簡素化(①4/27、②8/12に被災者へチラシ配布等の案内を開始) ・ゴールデンウィーク期間中の片付け作業に対応するため旦過市場内に臨時相談窓口を設置。(相談件数：23件) |
| 6 | 市場通り (アーケード通り) の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害が発生しないよう、火災によるアーケードの影響調査及び仮囲いなどの安全対策を実施。 ①5/14～ 全区間で暫定供用開始 ②9/3～ 市道魚町9号線(南北方向の市場通り)の暫定供用開始 ③10/17～市道魚町7号線(大學堂跡地横)の供用開始 |
| 7 | 区役所での 支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・区役所内での連携した相談・支援体制の構築。 ・旦過地区への応援メッセージの発信、募金箱(小倉中央商業連合会)の設置など。 |

| | | |
|----|-------------------------------|---|
| 8 | 火災現場の 消毒 | <ul style="list-style-type: none"> ・市場関係者からの異臭や害虫発生に関する要望を受け、プロジェクトチームから保健福祉局へ消毒作業を依頼（作業日：①5/27、②8/26） |
| 9 | 地元会合への 参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生日から旦過市場関係者が連日開催している会議や、被災者が4/21に立ち上げた「被災者の会」に参加。 ・被災地区で組織する「旦過地区復旧対策会議」へ市もオブザーバーとして参加。 ・8/30開催の総会において、8月火災の被災者も構成員となった。（産業経済局商業サービス産業政策課、建設局神嶽川旦過地区整備室） |
| 10 | 商店街等における 空き店舗活用事業の 特例措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の火災及び自然災害に遭った事業者に限定して、「商店街空き店舗活用事業」に特例措置を設け、火災や災害により店舗が流出し、商店街のにぎわいが失われるのを防ぎ、商店街の復興を支援するもの。 <p style="margin-left: 40px;">相談受付件数 ：①13件（うち交付決定件数10件） （11月7日現在） ②9件（うち交付決定件数8件）</p> |
| 11 | 仮設店舗の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・旦過地区再整備事業の更なる推進のため、再整備事業区域外（新旦過横丁の跡地）に仮設店舗を整備するもの。 ・整備スケジュール（予定） 令和5年2月上旬 仮設店舗整備着手 3月末 仮設店舗整備完了 4月以降 営業開始 |

枝光本町商店街火災に関する市の取組状況

1 空き店舗活用事業の特例措置の適用【産業経済局】

4月の旦過地区火災を契機に改正した、空き店舗活用事業の特例措置を枝光本町商店街の火災についても適用

- ・ 相談受付件数 4件（うち交付決定件数 1件）
- ・ 被災した営業中の店舗4店舗は既に営業を再開

2 市の施設へのがれき受入れ【環境局】

処理手数料の減免(100%)、代表者による一括申請や事後申請を可能とする、手続きの簡素化を行った。

3 区役所での支援【八幡東区】

- ・ 区役所内での連携した相談・支援体制の構築
- ・ 「枝光本町商店街被災復興支援の会」から依頼を受けて、義援金募集の広報の実施や八幡東区役所、区内の市民センターに募金箱を設置

4 地元の会合への参加【産業経済局、八幡東区】

地元の会合にオブザーバーとして、産業経済局や八幡東区役所の職員が参加

※参考 <火災の概要>

| | |
|-------|--------------------|
| 覚知日時 | 令和4年10月1日（土）15時21分 |
| 焼損面積 | 251.5㎡ |
| 焼損店舗数 | 9店舗（うち空き店舗5店舗） |